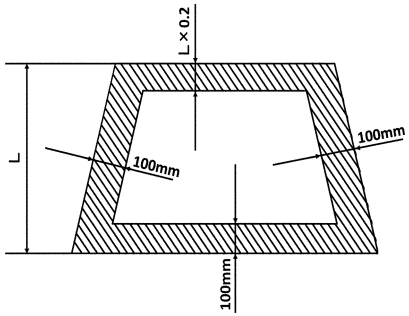
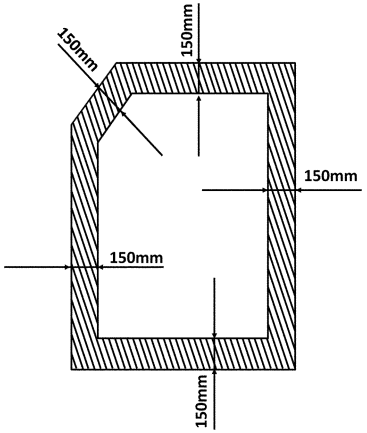


【前面ガラスの例】



【側面ガラスの例】

十　法第75条の４第１項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要となる窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスに係る情報の表示であって、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されているもの

４・５　（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第41条　（略）

２～５　（略）

６　自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第７項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　排気管は、車室内に配管されていない等、排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう配管されていること。

三　（略）

（前照灯等）

第42条　走行用前照灯と同等の性能を有する配光可変型前照灯を備える自動車として保安基準第32条第１項の告示で定めるものは、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則6.3.及び7.に限る。）に定める基準に適合する走行用ビーム（走行状態における照射光線をいう。以下同じ。）を発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車とする。

十　法第75条の４第１項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要となる窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスに係る情報の表示であって、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているもの。

４・５　（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第41条　（略）

２～５　（略）

６　自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第７項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　排気管は、車室内に配管されていないこと。

三　（略）

（前照灯等）

第42条　走行用前照灯と同等の性能を有する配光可変型前照灯を備える自動車として保安基準第32条第１項の告示で定めるものは、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則6.3.及び7.に限る。）に定める基準に適合する走行用ビーム（走行状態における照射光線をいう。以下同じ。）を発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車とする。